

令和4年度第2回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和4年5月6日（金）  
午後3時28分～午後4時14分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 22人  
会 長 23番 才木 隆雄  
会長代理 24番 宮田 好一 20番 島田 一郎  
委 員 1番 杉林 清則 2番 熊南 昭浩  
3番 山崎 修 4番 西田 清範  
5番 田中 輝男 6番 森 悦雄  
7番 古田 茂 9番 大橋 芳信  
10番 大浦 清貴 11番 山崎 巖  
12番 福山 英則 13番 仲田 茂男  
14番 下村 帝 15番 北森 正誠  
16番 渡辺 正志 17番 金田 修一  
18番 長谷 幹夫 19番 金木 洋子  
22番 中井 義則
4. 欠席委員 8番 大場 忠勝
5. 議 題 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第7号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による  
許可申請について  
議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によ  
る農用地利用集積計画の決定について  
報告事項第4号 農地法第3条の3の規定による受理について  
報告事項第5号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第  
7号の規定による受理について  
報告事項第6号 農地法第18条第6項の規定による通知につい  
て  
報告事項第7号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消し  
について  
報告事項第8号 農地法第5条第1項の規定による受理の取消し  
について

## 議 事

事 務 局 本日の月次総会につきましては、出席委員数は22名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数23名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会 長 それでは、ただ今より令和4年度第2回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案3件、報告事項5件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会 長 それでは、私の方から指名させていただきます。9番大橋委員、10番大浦委員、両委員にお願いしたいと思います。

会 長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案書は1ページから5ページまでです。

今回の申請件数は17件で、申請面積は16,913.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

2番と3番は農業協同組合が譲受人となる特殊事由による所有権移転です。

農協が譲受人となる場合は、農地所有適格法人の要件と下限面積要件を満たす必要がありません。いずれも相手方の要望により所有権を移転するものです。

4番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

5番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

6番は、労働力不足のため贈与により、所有権を移転するものです。

7番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

8番は、経営の縮小により、所有権を移転するものです。

9番は、農地所有適格法人への貸付地を利用権が設定されたまま、労働力不足のため贈与による、所有権のみを移転するものです。

いわゆる底地移転を行うものです。

譲受人は農事組合法人〇〇〇〇の構成員であります。法人の構成員へ底地移転を行う場合に限り、譲受人が同法人に貸し付けている農地を自身の経営面積に含めることができます。

現地確認については、法人から農地が返還された場合、譲受人が農地を耕作することができるかを観点に確認していただきました。

10番から17番は、譲受人が同一で、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第6号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第7号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案書6ページをご覧ください。

議案第7号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

今回4条申請が1件、面積は262㎡、5条申請が9件、面積は9,752.91㎡です。

それでは、議案書7ページをご覧ください。まず、最初に4条申請の内容についてご説明いたします。

「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

4条申請1番は、八尾地域保内東地区において、住宅敷地を拡張する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者は現在、既存敷地において3世帯で居住しており、車置場が不足しており、隣接地において車庫を建築する計画を立て既存地の地目を調査したところ、地目が田であることが分かり今回是正のため申請されたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で農地区区分は第3種農地であり、原則許可案件となります。

議案書は8ページになります。

続きまして5条の申請内容についてご説明いたします。

5条申請1番は、熊野地区において、住宅敷地を拡張する計画であります。転用の概要といたしましては、既存住宅は昭和49年に建築され、今回建て替えを計画するにあたり、建築基準法上の接道要件を満たすことができなかつたため、住宅敷地を拡張し進入路として申請されたものでございます。申請地は、国道41号線、熊野川、宅地で分断された10ヘクタールに満たない農地の集団規模であり農地区区分は第2種農地で、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

5条申請2番は、月岡地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、医療施設、教育施設など生活基盤が整っており、申請人の実家からも近いことから相互扶助に適した申請地を選定されたものでございます。申請地より半径500mの範囲の中に医療施設、教育施設があり、接道する道路には上下水道管が埋設されていることから、農地区区分は第3種農地であり、原則許可案件となります。

5条申請3番は、神明地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請地周辺において、医療施設、教育施設など生活基盤が整っていることから申請地を選定されたものでございます。申請地より半径500mの範囲の中に医療施設が2施設あり、接道する道路には上下水道管が埋設されていることから、農地区区分は第3種農地であり、原則許可案件となります。

議案書は9ページになります。

5条申請4番は、4条申請1番に関連する案件であり、八尾地域保内東地区において、住宅敷地を拡張する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者は現在、既存敷地において3世帯で居住しており、駐車スペースが不足していることから、隣接地において車庫を建築するものでございます。申請地は、都市計画区域の

用途区域内農地で農地区分は、第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

5条申請5番は、八尾地域保内西地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、農業を手伝うこと、また、実家が手狭なことから相互扶助に適した実家の隣接地において住宅を建築するものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており農地区分は第1種農地で、許可の基準は集落接続を適用しております。

5条申請6番は、婦中地域鶉坂地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、実家の農業を手伝うこと、また、申請人の実家からも近いことから相互扶助に適した申請地を選定されたものでございます。申請地より半径500mの範囲の中に医療施設が2施設あり、接道する道路には上下水道管が埋設されていることから、農地区分は第3種農地となり、原則許可案件となります。

5条申請7番は、婦中地域鶉坂地区において一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、実家の農作物及び農地を今後申請者が管理するため、また、実家が手狭なため、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地を選定されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており農地区分は第1種農地で、許可の基準は集落接続を適用しております。

議案書は10ページになります。

5条申請8番は、婦中地域宮川地区において、倉庫及び事務所を整備する計画でございます。申請者の●●●●は、主にリサイクル機械装置の設計及び製造、販売を行っております。転用の概要といたしましては、事業及び業績の拡大により、新たな施設用地の整備が急務となり、既存地が手狭なことから作業の効率化を図るため隣接地において新たな事業用地を計画されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は、第1種農地で、許可基準は、既存地拡張を適用しております。この案件については3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。

5条申請9番は、婦中地域婦中熊野地区において、公民館用貸駐車場を整備する計画であります。転用の概要といたしましては、既存の△△△△公民館に駐車場がない状態であり、会合の度に、利用者の路上駐車が目立っており、地元住民から早急に改善を求められていることから、隣接地において駐車場を整備するものでございま

す。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており農地区分は第1種農地で、許可の基準は集落接続を適用しております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、これらの案件について、「許可相当」とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第7号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書のページは、11ページから24ページです。

所有権移転は3件で、移転面積は、27,148㎡です。

利用権設定は、今回は98件の貸し手から申し出があり、契約期間は、1～2年が9件、3～5年が21件、6～9年が4件、10年が64件です。設定面積は、500,753.81㎡です。

14ページ1番から17ページ31番までは、農地中間管理機構を通すものであります。17ページ32番から24ページ98番が相対であります。

新規農家が2件あります。24ページの92番は、令和3年1月に設立した▲▲▲▲が、西洋野菜等を生産するため新規に農業参入するものです。

農機具については、耕運機、管理機等を自己所有しております。販売先は、■ ■ ■ ■ が運営する◎◎◎◎を予定しております。

24ページの93番から98番は、◇◇◇◇が組合員からの委託を受けて利用権設定するものです。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今説明及び報告がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。  
第4号農地法第3条の3の規定による受理について  
第5号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について  
第6号農地法第18条第6項の規定による通知について  
第7号農地法第4条第1項の規定による許可の取消しについて  
第8号農地法第5条第1項の規定による受理の取消しについて  
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事 務 局 報告事項第4号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。

議案書は、25ページから29ページです。

今回の受理件数は13件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせんの希望はありませんでした。

報告事項第5号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは30ページから38ページまでです。

今回の受理件数は、4条が7件、5条が25件、合わせて32件、面積は合わせて19,788.77㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。

38ページ23、24番については、令和4年3月に、5条で届出されましたが、譲受人の所有権割合区域が変更になったものです。前回の受理の一部取消し願いと併せて今回改めて届出されたものです。

事業面積が1,000㎡以上で、まだ受理していないものは、31ページ4条の4番、36ページ5条の17番、37ページ5条の19番、21番です。

報告事項第6号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、39ページから46ページです。

解約件数は23件で、解約面積は103,502㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

(解約理由は、1番、2番、7番から19番は利用権設定のため、3番から5番は転用予定、6番は耕作者変更予定、20番は3条申請のため、21番、22番は所有権移転のため、23番は自作のためとなっております。)

議案書のページは47ページです。

農地法第4条の規定による許可書の取り消しについて報告いたします。

水橋辻ヶ堂において平成26年8月に一般住宅敷地を目的に農地法4条で許可した案件について、申請後、国の圃場整備事業に申請地が組み込まれたため、許可を取り消すものであります。

議案書のページは48ページです。

報告事項第8号農地法第5条第1項の規定による受理の一部取消しについてご報告いたします。

報告第5号38ページの23、24番で説明したとおり、譲受人の所有権割合区域変更のため取り消すものです。

以上でございます。

会 長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 　特に何もありませんので、これをもちまして、2. 議案・報告事項の議案審議を終了します。

3. 事務連絡等について、事務局より説明をお願いします。



会 長 それでは本日はこれにて終了とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。